

茨城県福祉サービス第三者評価基準（児童自立生活援助事業（自立援助ホーム））

対象	分類	項目	細目	判断基準	判断項目
1	I 福祉サービスの基本方針と組織	I-1-(1) 理念、基本方針等が確立・周知されている。	①理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a 法人（福祉施設・事業所）の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、利用者等への周知が図られている。	<input type="checkbox"/> 理念、基本方針が文書（事業計画等の法人（福祉施設・事業所）内の文書や広報誌、パンフレット、ホームページ等）に記載されている。 <input type="checkbox"/> 理念は、法人（福祉施設・事業所）が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人（福祉施設・事業所）の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 <input type="checkbox"/> 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。 <input type="checkbox"/> 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。 <input type="checkbox"/> 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、利用者や家族への周知が図られている。 <input type="checkbox"/> 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
				b 法人（福祉施設・事業所）の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。	
				c 法人（福祉施設・事業所）の理念、基本方針が明文化されていない。	
2	I 経営状況の把握	I-2-(1) 経営状況の変化等に適切に対応している。	①事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	<input type="checkbox"/> 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。 <input type="checkbox"/> 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。 <input type="checkbox"/> 利用者数・利用者像等、福祉サービスのニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人（福祉施設・事業所）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。 <input type="checkbox"/> 定期的に福祉サービスのコスト分析や福祉サービス利用者の推移、利用率等の分析を行っている。
				b 事業経営をとりまく環境と経営状況等が把握されているが、分析が十分ではない。	
				c 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。	
3			②経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	<input type="checkbox"/> 経営環境や実施する福祉サービスの内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。 <input type="checkbox"/> 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。 <input type="checkbox"/> 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。 <input type="checkbox"/> 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。
				b 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。	
				c 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。	

茨城県福祉サービス第三者評価基準（児童自立生活援助事業（自立援助ホーム））

対象	分類	項目	細目	判断基準	判断項目
4	I 福祉サービスの基本方針と組織	I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	①中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a 経営や実施する福祉サービスに関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。	<input type="checkbox"/> 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。 <input type="checkbox"/> 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。 <input type="checkbox"/> 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。 <input type="checkbox"/> 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。
				b 経営や実施する福祉サービスに関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していない。	
c 経営や実施する福祉サービスに関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらをも策定していない。					
5			②中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。	<input type="checkbox"/> 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。 <input type="checkbox"/> 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。 <input type="checkbox"/> 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。 <input type="checkbox"/> 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
				b 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。	
				c 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。	
6		I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。	①事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	<input type="checkbox"/> 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。 <input type="checkbox"/> 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。 <input type="checkbox"/> 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。 <input type="checkbox"/> 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。 <input type="checkbox"/> 事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等）されており、理解を促すための取組を行っている。
				b 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。	
				c 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。	

茨城県福祉サービス第三者評価基準（児童自立生活援助事業（自立援助ホーム））

対象	分類	項目	細目	判断基準	判断項目
7	I 福祉サービスの基本方針と組織	I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。	②事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a 事業計画を利用者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。	<input type="checkbox"/> 事業計画の主な内容が、利用者や家族等に周知（配布、掲示、説明等）されている。 <input type="checkbox"/> 事業計画の主な内容を利用者会や家族会等で説明している。 <input type="checkbox"/> 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、利用者等がより理解しやすいような工夫を行っている。 <input type="checkbox"/> 事業計画については、利用者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。
				b 事業計画を利用者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。	
	c 事業計画を利用者等に周知していない。				
8	I 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	①福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	<input type="checkbox"/> 組織的にPDCAサイクルにもとづく福祉サービスの質の向上に関する取組を実施している。 <input type="checkbox"/> 福祉サービスの内容について組織的に評価（C: Check）を行う体制が整備されている。 <input type="checkbox"/> 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。 <input type="checkbox"/> 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。
				b 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。	
	c 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。				
9			②評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a 評価結果を分析し、明確になった組織として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。	<input type="checkbox"/> 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。 <input type="checkbox"/> 職員間で課題の共有化が図られている。 <input type="checkbox"/> 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。 <input type="checkbox"/> 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。 <input type="checkbox"/> 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。
				b 評価結果を分析し、組織として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。	
				c 評価結果を分析し、組織として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。	

茨城県福祉サービス第三者評価基準（児童自立生活援助事業（自立援助ホーム））

対象	分類	項目	細目	判断基準	判断項目
10	II 組織の運営管理	II-1-1 管理者の責任とリーダーシップ	①管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。	<input type="checkbox"/> 管理者は、自らの福祉施設・事業所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。 <input type="checkbox"/> 管理者は、自らの役割と責任について、組織内の広報誌等に掲載し表明している。 <input type="checkbox"/> 管理者は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。 <input type="checkbox"/> 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における管理者の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。
				b 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。	
	c 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。				
11			②遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a 管理者は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。	<input type="checkbox"/> 管理者は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。 <input type="checkbox"/> 管理者は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。 <input type="checkbox"/> 管理者は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。 <input type="checkbox"/> 管理者は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。
				b 管理者は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。	
				c 管理者は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。	
12		II-1-2 管理者のリーダーシップが発揮されている。	①福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a 管理者は、実施する福祉サービスの質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	<input type="checkbox"/> 管理者は、実施する福祉サービスの質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。 <input type="checkbox"/> 管理者は、福祉サービスの質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。 <input type="checkbox"/> 管理者は、福祉サービスの質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。 <input type="checkbox"/> 管理者は、福祉サービスの質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。 <input type="checkbox"/> 管理者は、福祉サービスの質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。
				b 管理者は、実施する福祉サービスの質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
				c 管理者は、実施する福祉サービスの質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。	

茨城県福祉サービス第三者評価基準（児童自立生活援助事業（自立援助ホーム））

対象	分類	項目	細目	判断基準	判断項目
13	II 組織の運営管理	II-1-2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	②経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a 管理者は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。	<input type="checkbox"/> 管理者は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。 <input type="checkbox"/> 管理者は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 管理者は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。 <input type="checkbox"/> 管理者は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
				b 管理者は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
c 管理者は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。					
14	II 福祉人材の確保・育成	II-2-1) 福祉人材の確保・育成育成計画、人事管理体制が整備されている。	①必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a 組織が目標とする福祉サービスの質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。	<input type="checkbox"/> 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。 <input type="checkbox"/> 福祉サービスの提供に関わる専門職（有資格の職員）の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。 <input type="checkbox"/> 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。 <input type="checkbox"/> 法人（福祉施設・事業所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。
				b 組織が目標とする福祉サービスの質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。	
c 組織が目標とする福祉サービスの質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。					
15			②総合的な人事管理が行われている。	a 総合的な人事管理を実施している。	<input type="checkbox"/> 法人（福祉施設・事業所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。 <input type="checkbox"/> 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。 <input type="checkbox"/> 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。 <input type="checkbox"/> 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。 <input type="checkbox"/> 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。 <input type="checkbox"/> 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。
				b 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。	
				c 総合的な人事管理を実施していない。	

茨城県福祉サービス第三者評価基準（児童自立生活援助事業（自立援助ホーム））

対象	分類	項目	細目	判断基準	判断項目
16	II 組織の運営管理	II-2(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	①職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。	<input type="checkbox"/> 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。 <input type="checkbox"/> 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。 <input type="checkbox"/> 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。 <input type="checkbox"/> 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 <input type="checkbox"/> 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。 <input type="checkbox"/> ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。 <input type="checkbox"/> 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。 <input type="checkbox"/> 福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。
				b 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。	
c 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。					
17		II-2(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	①職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。	<input type="checkbox"/> 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。 <input type="checkbox"/> 個別面接を行う等組織の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。 <input type="checkbox"/> 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。 <input type="checkbox"/> 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。 <input type="checkbox"/> 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。
				b 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。	
c 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない					
18			②職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a 組織として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	<input type="checkbox"/> 組織が目指す福祉サービスを実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。 <input type="checkbox"/> 現在実施している福祉サービスの内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、組織が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。 <input type="checkbox"/> 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。 <input type="checkbox"/> 定期的に計画の評価と見直しを行っている。 <input type="checkbox"/> 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている
				b 組織として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。	
c 組織として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない					

茨城県福祉サービス第三者評価基準（児童自立生活援助事業（自立援助ホーム））

対象	分類	項目	細目	判断基準	判断項目
19	II 組織の運営管理	II-2(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	③職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。	<input type="checkbox"/> 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。 <input type="checkbox"/> 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。 <input type="checkbox"/> 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。 <input type="checkbox"/> 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。 <input type="checkbox"/> 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している
				b 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。	
c 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。					
20	II 福祉人材の確保・育成	II-2(4) 実習生等の福祉サービスに関する専門職の研修・育成が適切に行われている。	①実習生等の福祉サービスに関する専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a 実習生等の福祉サービスに関する専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。	<input type="checkbox"/> 実習生等の福祉サービスに関する専門職の教育・育成に関する基本姿勢を明文化している。 <input type="checkbox"/> 実習生等の福祉サービスの専門職の教育・育成についてのマニュアルが整備されている。 <input type="checkbox"/> 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。 <input type="checkbox"/> 指導者に対する研修を実施している。 <input type="checkbox"/> 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。
				b 実習生等の福祉サービスに関する専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。	
c 実習生等の福祉サービスに関する専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。					
21	II 運営の透明性の確保	II-3(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	①運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a 福祉施設・事業所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。	<input type="checkbox"/> ホームページ等の活用により、法人、福祉施設・事業所の理念や基本方針、提供する福祉サービスの内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。 <input type="checkbox"/> 福祉施設・事業所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。 <input type="checkbox"/> 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。 <input type="checkbox"/> 法人（福祉施設・事業所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（福祉施設・事業所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。 <input type="checkbox"/> 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。
				b 福祉施設・事業所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。	
c 福祉施設・事業所の事業や財務等に関する情報を公表していない。					

茨城県福祉サービス第三者評価基準（児童自立生活援助事業（自立援助ホーム））

対象	分類	項目	細目	判断基準	判断項目
22	II 組織の運営管理の透明性の確保	II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	②公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	<input type="checkbox"/> 福祉施設・事業所における事務、経理、取引等に関するルールが明確にされ、職員等に周知している。 <input type="checkbox"/> 福祉施設・事業所における事務、経理、取引等に関する職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。 <input type="checkbox"/> 福祉施設・事業所における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ている。 <input type="checkbox"/> 福祉施設・事業所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。 <input type="checkbox"/> 外部監査の活用等により、事業、財務に関する外部の専門家によるチェックを行っている。 <input type="checkbox"/> 外部監査の結果や公認会計士等による指導や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している
				b 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。	
c 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われていない。					
23	II 地域との交流、地域貢献	II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	①利用者との地域との交流を広げるための取組を行っている。	a 利用者との地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。	<input type="checkbox"/> 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。 <input type="checkbox"/> 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で利用者に提供している。 <input type="checkbox"/> 利用者の個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。 <input type="checkbox"/> 福祉施設・事業所や利用者への理解を得るために、地域の人々と利用者との交流の機会を定期的に設けている。 <input type="checkbox"/> 利用者の買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の利用者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。
				b 利用者との地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。	
c 利用者との地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。					
24	II 地域との交流、地域貢献	II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	②ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。	<input type="checkbox"/> ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。 <input type="checkbox"/> 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。 <input type="checkbox"/> ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している <input type="checkbox"/> ボランティアに対して利用者との交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。 <input type="checkbox"/> 学校教育への協力を行っている。
				b ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。	
				c ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。	

茨城県福祉サービス第三者評価基準（児童自立生活援助事業（自立援助ホーム））

対象	分類	項目	細目	判断基準	判断項目
25	II 組織の運営管理	II-4-2) 関係機関との連携が確保されている。	①福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a 利用者によりよい福祉サービスを提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。	<input type="checkbox"/> 当該地域の関係機関・団体について、個々の利用者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。 <input type="checkbox"/> 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。 <input type="checkbox"/> 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。 <input type="checkbox"/> 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。 <input type="checkbox"/> 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、利用者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
				b 利用者によりよい福祉サービスを提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。	
c 利用者によりよい福祉サービスを提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。					
26		II-4-3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	①福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	a 福祉施設・事業所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。	<input type="checkbox"/> 福祉施設・事業所のスペースを活用して地域住民との交流を意図した取組を行っている。 <input type="checkbox"/> 福祉施設・事業所の専門性や特性を活かし、地域住民の生活に役立つ講演会や研修会等を開催して、地域へ参加を呼びかけている。 <input type="checkbox"/> 福祉施設・事業所の専門性や特性を活かした相談支援事業、支援を必要とする地域住民のためのサークル活動等、地域ニーズに応じ住民が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。 <input type="checkbox"/> 災害時の地域における役割等について確認がなされている。 <input type="checkbox"/> 多様な機関等と連携して、社会福祉分野に限らず地域の活性化やまちづくりに貢献している。
				b 福祉施設・事業所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っているが、十分ではない。	
c 福祉施設・事業所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っていない。					
27			②地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a 地域の具体的な福祉ニーズを把握し、これにもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。	<input type="checkbox"/> 福祉施設・事業所の機能を地域に還元することなどを通じて、地域の福祉ニーズの把握に努めている。 <input type="checkbox"/> 民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催するなどによって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。 <input type="checkbox"/> 地域住民に対する相談事業を実施するなどを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。 <input type="checkbox"/> 関係機関・団体との連携にもとづき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。 <input type="checkbox"/> 把握した福祉ニーズにもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。 <input type="checkbox"/> 把握した福祉ニーズにもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
				b 地域の具体的な福祉ニーズを把握しているが、これにもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。	
				c 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を行っていない。	

茨城県福祉サービス第三者評価基準（児童自立生活援助事業（自立援助ホーム））

対象	分類	項目	細目	判断基準	判断項目
28	Ⅲ Ⅲ-1 適切な福祉サービスの実施	Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	①利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a 利用者を尊重した福祉サービス提供についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。	<input type="checkbox"/> 理念や基本方針に、利用者を尊重した福祉サービスの実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。 <input type="checkbox"/> 利用者を尊重した福祉サービスの提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。 <input type="checkbox"/> 利用者を尊重した福祉サービス提供に関する基本姿勢が、個々の福祉サービスの標準的な実施方法等に反映されている。 <input type="checkbox"/> 利用者の尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。 <input type="checkbox"/> 利用者の尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
				b 利用者を尊重した福祉サービス提供についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。	
c 利用者を尊重した福祉サービス提供についての基本姿勢が明示されていない。					
29			②利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備し、利用者のプライバシーと権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	<input type="checkbox"/> 利用者のプライバシー保護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。 <input type="checkbox"/> 利用者の虐待防止等の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。 <input type="checkbox"/> 利用者のプライバシー保護と虐待防止に関する知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務、利用者のプライバシー保護や権利擁護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。 <input type="checkbox"/> 一人ひとりの利用者にとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、利用者のプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。 <input type="checkbox"/> 利用者や家族にプライバシー保護と権利擁護に関する取組を周知している。 <input type="checkbox"/> 規程・マニュアル等にもとづいた福祉サービスが実施されている。 <input type="checkbox"/> 不適切な事案が発生した場合の対応方法等が明示されている。
				b 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、利用者のプライバシーと権利擁護に配慮した福祉サービスの提供が十分ではない。	
				c 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備していない。	
30		Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	①利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a 利用希望者が福祉サービスを選択するために必要な情報を積極的に提供している。	<input type="checkbox"/> 理念や基本方針、実施する福祉サービスの内容や福祉施設・事業所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。 <input type="checkbox"/> 組織を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。 <input type="checkbox"/> 福祉施設・事業所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。 <input type="checkbox"/> 見学、体験入所、一日利用等の希望に対応している。 <input type="checkbox"/> 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。
				b 利用希望者が福祉サービスを選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。	
				c 利用希望者が福祉サービスを選択するために必要な情報を提供していない。	

茨城県福祉サービス第三者評価基準（児童自立生活援助事業（自立援助ホーム））

対象	分類	項目	細目	判断基準	判断項目
31	Ⅲ 1	Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	②福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a 福祉サービス開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき利用者や家族等にわかりやすく説明を行っている。	<input type="checkbox"/> サービス開始・変更時の福祉サービスの内容に関する説明と同意にあたっては、利用者の自己決定を尊重している。 <input type="checkbox"/> サービス開始・変更時には、利用者がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。 <input type="checkbox"/> 説明にあたっては、利用者や家族等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。 <input type="checkbox"/> サービス開始・変更時には、利用者や家族等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。 <input type="checkbox"/> 意思決定が困難な利用者への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。
				b 福祉サービス開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき利用者や家族等に説明を行っているが、十分ではない。	
c 福祉サービス開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき利用者や家族等に説明を行っていない。					
32			③福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a 福祉サービスの内容や福祉施設・事業所の変更、地域・家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮している。	<input type="checkbox"/> 福祉サービスの内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。 <input type="checkbox"/> 他の福祉施設・事業所や地域・家庭への移行にあたり、福祉サービスの継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。 <input type="checkbox"/> 福祉サービスの利用が終了した後も、組織として利用者や家族等が相談できるように担当者や窓口を設置している。 <input type="checkbox"/> 福祉サービスの利用が終了した時に、利用者や家族等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。
				b 福祉サービスの内容や福祉施設・事業所の変更、地域・家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮しているが、十分ではない。	
				c 福祉サービスの内容や福祉施設・事業所の変更、地域・家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮していない。	
33		Ⅲ-1-(3) 利用者満足向上に努めている。	①利用者満足向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a 利用者満足把握の仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。	<input type="checkbox"/> 利用者満足に関する調査が定期的に行われている。 <input type="checkbox"/> 利用者への個別の相談面接や聴取、利用者懇談会が、利用者満足把握を目的で定期的に行われている。 <input type="checkbox"/> 職員等が、利用者満足把握を目的で、利用者会や家族会等に出席している。 <input type="checkbox"/> 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、利用者参画のもとで検討会議の設置等が行われている。 <input type="checkbox"/> 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。
				b 利用者満足把握の仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。	
				c 利用者満足把握のための仕組みが整備されていない。	

茨城県福祉サービス第三者評価基準（児童自立生活援助事業（自立援助ホーム））

対象	分類	項目	細目	判断基準	判断項目
34	Ⅲ 1 利用者本位の福祉サービスの実施	Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	①苦情解決の仕組みが確立してお、周知・機能している。	a 苦情解決の仕組みが確立され利用者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。	<input type="checkbox"/> 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。 <input type="checkbox"/> 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を利用者等に配布し説明している。 <input type="checkbox"/> 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、利用者や家族が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。 <input type="checkbox"/> 苦情内容については、受付と解決を図った記録が適切に保管している。 <input type="checkbox"/> 苦情内容に関する検討内容や対応策については、利用者や家族等に必ずフィードバックしている。 <input type="checkbox"/> 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た利用者や家族等に配慮したうえで、公表している。 <input type="checkbox"/> 苦情相談内容にもとづき、福祉サービスの質の向上に関わる取組が行われている。
				b 苦情解決の仕組みが確立され利用者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。	
				c 苦情解決の仕組みが確立していない。	
35			②利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a 利用者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを利用者に伝えるための取組が行われている。	<input type="checkbox"/> 利用者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。 <input type="checkbox"/> 利用者や家族等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。 <input type="checkbox"/> 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。
				b 利用者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを利用者に伝えるための取組が十分ではない。	
				c 利用者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。	
36			③利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a 利用者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。	<input type="checkbox"/> 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。 <input type="checkbox"/> 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。 <input type="checkbox"/> 職員は、日々の福祉サービスの提供において、利用者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。 <input type="checkbox"/> 意見箱の設置、アンケートの実施等、利用者の意見を積極的に把握する取組を行っている。 <input type="checkbox"/> 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。 <input type="checkbox"/> 意見等にもとづき、福祉サービスの質の向上に関わる取組が行われている。
				b 利用者からの意見や意見を把握しているが、組織的かつ迅速に対応していない。	
				c 利用者からの相談や意見の把握、対応が十分ではない。	

茨城県福祉サービス第三者評価基準（児童自立生活援助事業（自立援助ホーム））

対象	分類	項目	細目	判断基準	判断項目
37	Ⅲ 1 利用者本位の福祉サービスの実施	Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	①安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a リスクマネジメント体制を構築し、利用者の安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。	<input type="checkbox"/> リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネージャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。 <input type="checkbox"/> 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。 <input type="checkbox"/> 利用者の安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。 <input type="checkbox"/> 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。 <input type="checkbox"/> 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。 <input type="checkbox"/> 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。
				b リスクマネジメント体制を構築しているが、利用者の安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。	
				c リスクマネジメント体制が構築されておらず、利用者の安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。	
38			②感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の利用者の安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。	<input type="checkbox"/> 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。 <input type="checkbox"/> 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。 <input type="checkbox"/> 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。 <input type="checkbox"/> 感染症の予防策が適切に講じられている。 <input type="checkbox"/> 感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。 <input type="checkbox"/> 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
				b 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の利用者の安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。	
				c 感染症の予防策が講じられていない。	
39			③災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	a 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	<input type="checkbox"/> 災害時の対応体制が決められている。 <input type="checkbox"/> 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、福祉サービス提供を継続するために必要な対策を講じている。 <input type="checkbox"/> 利用者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。 <input type="checkbox"/> 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。 <input type="checkbox"/> 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。
				b 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、利用者の安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。	
				c 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、利用者の安全確保のための取組を行っていない。	

茨城県福祉サービス第三者評価基準（児童自立生活援助事業（自立援助ホーム））

対象	分類	項目	細目	判断基準	判断項目
40	Ⅲ Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保	Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	①提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が明文化され福祉サービスが提供されている。	a 提供する福祉サービスについて、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた福祉サービスが実施されている。 b 提供する福祉サービスについて、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた福祉サービスの実施が十分ではない。 c 提供する福祉サービスについて、標準的な実施方法が文書化されていない。	□標準的な実施方法が適切に文書化されている。 □標準的な実施方法には、利用者の尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。 □標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。 □標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
			②標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。 b 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。 c 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。	□福祉サービスの標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。 □福祉サービスの標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。 □検証・見直しにあたり、個別的な福祉サービス実施計画の内容が必要に応じて反映されている。 □検証・見直しにあたり、職員や利用者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。
42	Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	①アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	a 利用者一人ひとりの福祉サービス実施計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。	□福祉サービス実施計画策定の責任者を設置している。 □アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。 □部門を横断したさまざまな職種の関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。	
b 利用者一人ひとりの福祉サービス実施計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。			□福祉サービス実施計画には、利用者一人ひとりの具体的なニーズが明示されている。 □福祉サービス実施計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）の合議、利用者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。		
c 利用者一人ひとりの福祉サービス実施計画を策定するための体制が確立していない。			□福祉サービス実施計画どおりに福祉サービスが行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。 □支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な福祉サービスの提供が行われている。		

茨城県福祉サービス第三者評価基準（児童自立生活援助事業（自立援助ホーム））

対象	分類	項目	細目	判断基準	判断項目
43	Ⅲ Ⅲ-2 適切な福祉サービスの質の確保	Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	②定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a 福祉サービス実施計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。	<input type="checkbox"/> 福祉サービス実施計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、利用者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。 <input type="checkbox"/> 見直しによって変更した福祉サービス実施計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。 <input type="checkbox"/> 福祉サービス実施計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。 <input type="checkbox"/> 福祉サービス実施計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、福祉サービスを十分に提供できていない内容（ニーズ）等、福祉サービスの質の向上に関わる課題等が明確にされている。
				b 福祉サービス実施計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。	
				c 福祉サービス実施計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。	
44	Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	①利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a 利用者一人ひとりの福祉サービス実施計画の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。	<input type="checkbox"/> 利用者の身体状況や生活状況等を、組織が定めた統一した様式によって把握し記録している。 <input type="checkbox"/> サービス実施計画にもとづくサービスが実施されていることを記録により確認することができる。 <input type="checkbox"/> 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。 <input type="checkbox"/> 組織における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。 <input type="checkbox"/> 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。 <input type="checkbox"/> パソコンのネットワークシステムを利用や記録ファイルの回覧等を実施して、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。	
			b 利用者一人ひとりの福祉サービス実施計画の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。		
			c 利用者一人ひとりの福祉サービス実施計画の実施状況が記録されていない。		
45	②利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a 利用者に関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。	<input type="checkbox"/> 個人情報保護規程等により、利用者の記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。 <input type="checkbox"/> 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。 <input type="checkbox"/> 記録管理の責任者が設置されている。 <input type="checkbox"/> 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。 <input type="checkbox"/> 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。 <input type="checkbox"/> 個人情報の取扱いについて、利用者や家族に説明している。		
		b 利用者に関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。			
		c 利用者に関する記録の管理について規程が定められていない。			

茨城県福祉サービス第三者評価基準（児童自立生活援助事業（自立援助ホーム））

対象	分類	項目	細目	判断基準	判断項目
46	A 1 利用者 の 尊重	A-1-(1) 利用者の尊重	①入居に際して、ホームでの生活や約束ごとを説明し、子どもたちがよく理解したうえで、自らの意思によって入居申し込みができるよう配慮している。	a 入居に際して、ホームでの生活や約束ごとを説明し、子どもたちがよく理解したうえで、自らの意思によって入居申し込みができるよう十分に配慮している。	<input type="checkbox"/> 入居の際に、ホームでの生活状況や約束ごとを十分に説明している。 <input type="checkbox"/> 説明だけでなく事前見学や体験入居等の機会を設け、子どもたちがホームでの生活状況等を深く理解したうえで入居申し込みができるよう配慮している。 <input type="checkbox"/> 子ども自身の自己決定権を尊重している。
				b 入居に際して、ホームでの生活や約束事を説明し、子どもたちが理解したうえで、自らの意思によって入居申し込みができるよう配慮しているが、十分ではない。	
				c 入居に際して、子どもたちが理解したうえで、自らの意思によって入居申し込みができるよう配慮していない。	
47			②入居に際しての約束は、子どもの自立心を育むための目的と内容で行われている。	a 入居に際しての約束は、子どもの自立心を育むための目的と内容で適切かつ十分に行われている。	<input type="checkbox"/> ホームでの生活についての約束は、形式にこだわらず、子どもが十分に理解し納得した上で交わしている。 <input type="checkbox"/> 入居後においても、適時子どもと約束の内容について確認している。 <input type="checkbox"/> この約束は「子どもの自立心を育むため」のものであり、約束を守れなかった時にペナルティーを科すような内容としていない。
				b 入居に際しての約束は、子どもの自立心を育むための目的と内容で行われているが、十分ではない。	
				c 入居に際して、約束を交わしていない。	
48			③ホームの行う援助を説明し、子どもが援助内容を決定するプロセスに主体的に参加できるようにしている。	a ホームの行う援助を説明し、子どもが援助内容を決定するプロセスに主体的に参加できるようにしている。	<input type="checkbox"/> ホームの提供する援助内容・方法について事前に子どもに十分説明している。 <input type="checkbox"/> 子どもに必要な情報を提供し、子どもが主体的に選択できるようにしている。 <input type="checkbox"/> 子どもの発達段階や能力に応じて自己決定できる力量の形成に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 子どもの自己決定の重要性について職員全員が十分認識している。
				b ホームの行う援助を説明しているが、子どもが援助内容を決定するプロセスに主体的に参加できるようにしているが、十分ではない。	
				c ホームの行う援助内容について説明していない。	

茨城県福祉サービス第三者評価基準（児童自立生活援助事業（自立援助ホーム））

対象	分類	項目	細目	判断基準	判断項目
49	A 1 利用者 の 尊重	A-1-(1) 利用者の尊重	④職員との緊密な関係を通し子どもの自尊心が育まれるよう支援している。	a 職員との緊密な関係を通し子どもの自尊心が育まれるよう具体的に支援している。	<input type="checkbox"/> 基本的な信頼感を獲得するなど良好な人間関係を築くために、職員と子どもとが個別的にふれあう時間を確保している。 <input type="checkbox"/> 職員は、子どもから信頼感を持たれるよう、子どもの抱えているさまざまな問題・課題を含めて子どもを理解するよう意識的に努力している。 <input type="checkbox"/> 喧嘩など子どもの間でトラブルが生じた時、基本的には子ども同士で関係を修復できるよう支援している。 <input type="checkbox"/> 三つ（上との関係、同年齢との関係、下との関係）の人間関係を日常的に経験できる生活環境を用意するなど、人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重できる人間性を育成するよう努めている。
				b 職員との緊密な関係を通し子どもの自尊心が育まれるよう支援しているが、十分ではない。	
				c 子どもの自尊心が育まれるよう支援していない。	
50			⑤本人に出生や生い立ち、家族の状況等を伝える場合には、本人が理解できるよう配慮している。	a 本人に出生や生い立ち、家族の状況等を伝える場合には、本人が理解できるよう十分配慮をしている。	<input type="checkbox"/> 可能な限り事実を伝えようと努めている。 <input type="checkbox"/> 事実を伝える場合は、子どもの理解力や心理状況等を考慮し、丁寧に対応している。 <input type="checkbox"/> 伝え方や内容などについて職員会議等で確認し、職員間で共有している。 <input type="checkbox"/> 子どもが自分自身や家族のことを知ることで強い心理的苦痛を持つ場合があることを十分に認識し、子どもがその情報を整理できるよう、十分なケアを提供している。
				b 本人に出生や生い立ち、家族の状況等を伝える場合には、本人が理解できるよう配慮しているが、十分ではない。	
				c 本人に出生や生い立ち、家族の状況等を伝えることが必要な場合でも、伝えていない。	
51			⑥体罰を行わないよう徹底している。	a 体罰を行わないよう徹底している。	<input type="checkbox"/> 体罰の禁止を職員に徹底するため、日常的に会議等で体罰を取りあげ、行われていないことを確認している。 <input type="checkbox"/> 「就業規則」等の規程に体罰の禁止を明記している。 <input type="checkbox"/> 職員による体罰の禁止について、子どもや保護者に周知している。 <input type="checkbox"/> 具体的な例を示して体罰を禁止している。 <input type="checkbox"/> 体罰の起こりやすい状況や場面について、研修や話しあいを行い、体罰を伴わない援助方法等を習得できるようにしている。 <input type="checkbox"/> 体罰があった場合を想定し、管理者が職員・子ども双方にその原因や体罰の方法・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがとられている。 <input type="checkbox"/> 自傷行為や他者への加害行為を阻止するための方法について検討し、適切に対応している。
				b -	
				c 体罰を行わないための取組が十分ではない。	

茨城県福祉サービス第三者評価基準（児童自立生活援助事業（自立援助ホーム））

対象	分類	項目	細目	判断基準	判断項目	
52	付加基準 （自立援助ホーム）	A-1-1	A-1-(1) 利用者の尊重	⑦不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。	<p>a 不適切な関わりの防止と早期発見に具体的に取り組んでいる。</p> <p>b 不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。</p> <p>c 不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいない。</p>	<p>□研修などを通し、言葉による暴力や人格的辱め、無視・脅し等の心理的虐待、セクシャルハラスメント等不適切な関わりが子どもにどのような心理的ダメージを与えるかを職員が十分に認識できるよう取り組み、その防止を職員に徹底している。</p> <p>□不適切な関わりの防止について、具体的な例を示して、子どもに周知している。</p> <p>□職員の不適切な関わりがあった場合、子どもが内外に報告できる仕組みが整っている。</p> <p>□不適切な関わりに迅速に対応できるよう、子どもからの訴えやサインを見逃さないよう留意している。</p> <p>□不適切な関わりの防止を徹底するため、日常的に会議等で取りあげ、行われていないことを確認している。</p> <p>□不適切な関わりの起こりやすい状況や場面について、研修や話しあいを行い、これによらない援助のあり方を習得できるようにしている。</p> <p>□不適切な関わりの防止の視点から、職員体制（配置や担当の見直</p>
			⑧子どもや保護者の思想や信教の自由は、他の子どもや保護者の権利を妨げない範囲で保障している。	<p>a 子どもや保護者の思想や信教の自由を保障している。</p> <p>b -</p> <p>c 子どもや保護者の思想や信教の自由を尊重していない。</p>	<p>□ホームにおいて宗教活動を強要していない。</p> <p>□子どもと保護者の個別的な宗教活動は尊重している。</p> <p>□子どもや保護者の宗教活動において、他の子どもや保護者の権利を妨げないよう配慮している。</p> <p>□保護者の宗教活動によってその子どもの権利が損なわれないよう配慮している。</p>	
54	日常生活支援サービス	A-2-2	A-2-(1) 援助の基本	①子どもと職員の信頼関係を構築するために、受容的・支持的な関わりを行っている。	<p>a 子どもと職員の信頼関係を構築するために、受容的・支持的な関わりを積極的に行っている。</p> <p>b 子どもと職員の信頼関係を構築するために、受容的・支持的な関わりを行っているが、十分ではない。</p> <p>c 子どもと職員の信頼関係構築を意図した、受容的・支持的な関わりを行っていない。</p>	<p>□子どもに対する受容的・支持的関わりを心がけている。</p> <p>□子どもの視点に立って、個々の子どもの気持ちを汲み取っている。</p> <p>□職員と子どもが個別的に関わりを持つ時間を確保している。</p> <p>□小集団での養育が行われている。</p> <p>□子どもが相談しやすいような働きかけを意識的に行っている。</p>

茨城県福祉サービス第三者評価基準（児童自立生活援助事業（自立援助ホーム））

対象	分類	項目	細目	判断基準	判断項目
55	A 2	A-2-(1) 援助の基本	②子どもの発達段階や課題に考慮した援助を行っている。	a 子どもの発達段階や課題に考慮した援助を常に行っている。	<input type="checkbox"/> 子どもに問題行動等があった場合、単にその行為を取りあげて制限するのではなく、背景にある心理的な問題の理解に努めている。 <input type="checkbox"/> 子どもの生活を束縛するような管理や操作をしていない。
				b 子どもの発達段階や課題に考慮した援助を行っているが、十分ではない。	
c 子どもの発達段階や課題に考慮した援助を行っていない。					
56			③あらゆる社会資源と連携しながら、子どもの自立を支援するためソーシャルワークを行っている。	a あらゆる社会資源と連携しながら、子どもの自立を支援するためソーシャルワークを適切に行っている。	<input type="checkbox"/> 入居した後も継続したアセスメントを行い、必要に応じて関係諸機関と連携しながら子どもの自立を支援している。 <input type="checkbox"/> 支援計画（ケアプラン）を他機関との連携を基に作成している。 <input type="checkbox"/> 子どもに関係諸機関との連携の必要性を理解できるように説明し、子どもが納得したうえで連携を取っている。 <input type="checkbox"/> 日ごろから関係諸機関との関係づくりを心がけている。
				b あらゆる社会資源と連携しながら、子どもの自立を支援するためのソーシャルワークを行っているが、十分ではない。	
				c 社会資源と連携した、子どもの自立を支援するためのソーシャルワークは行っていない。	
57		A-2-(2) 食生活	①バランスのとれた食事に配慮し、食卓が安心感を得ることのできる場所となるよう配慮している。	a バランスのとれた食事に配慮し、食卓が安心感を得ることのできる場所となるよう具体的に配慮している。	<input type="checkbox"/> 食事場所は明るく楽しい雰囲気、常に清潔が保たれている。 <input type="checkbox"/> 温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。 <input type="checkbox"/> 職員や他の子どもと楽しく対話ができる場所となるよう工夫している。 <input type="checkbox"/> 陶器の食器等を使用したり盛りつけやテーブルの飾りつけを工夫するなど、食事を美味しく食べられるように工夫している。 <input type="checkbox"/> 子どもの個人差や子どもの体調、疾病、アレルギー等に配慮した食事を提供している。 <input type="checkbox"/> 好き嫌いをなくす工夫や偏食指導については、無理がないよう配慮している。 <input type="checkbox"/> 職員や他の子どもと楽しく会話できる環境を整えている。 <input type="checkbox"/> 職員が日常的に、調理技術の向上や献立の多様化に努めている。
				b バランスのとれた食事に配慮し、食卓が安心感を得ることのできる場所となるよう配慮しているが、十分ではない。	
				c 食卓が安心感を得ることのできる場所となるよう配慮していない。	

茨城県福祉サービス第三者評価基準（児童自立生活援助事業（自立援助ホーム））

対象	分類	項目	細目	判断基準	判断項目
58	付加基準 （自立援助ホーム） 日常生活支援サービス	A-2-(2) 食生活	②子どもの生活時間にあわせた食事の時間を設定している。	a 子どもの生活時間にあわせた食事の時間を設定している。	<input type="checkbox"/> 朝食、昼食、夕食それぞれの食事の時間が子どもの基本的な生活習慣の確立につながるよう設定している。 <input type="checkbox"/> 学校や就労状況など子どもの生活時間に応じて、食事の時間以外の時間でも個別に対応している。 <input type="checkbox"/> 電子レンジや保温庫、保冷庫等を用意し、食事の時間以外にもおいしく食べられるよう配慮している。 <input type="checkbox"/> 子どもが一人だけで食卓につくといいことがないよう配慮している。
				b -	
c 子どもの生活時間にあわせた食事の時間を設定していない。					
59		A-2-(3) 衣生活	①衣服は清潔で、TPOに応じたふさわしい服装となるよう助言している。	a 衣服は清潔で、TPOに応じた服装となるよう助言している。	<input type="checkbox"/> 衣服は常に清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用するよう助言している。 <input type="checkbox"/> 年齢に応じて、TPOに応じた服装ができるよう助言している。 <input type="checkbox"/> 下着を毎日取り替えることや、汚れた時などの着替えについて助言している。
				b -	
c 衣服の清潔や服装について助言していない。					
60		A-2-(4) 住生活	①ホーム全体は、生活の場としての安全性や快適さを配慮したものとなっている。	a ホーム全体は、生活の場としての安全性や快適さを十分配慮したものになっている。	<input type="checkbox"/> 子どもが小集団で快適に生活できる環境づくりに配慮している。 <input type="checkbox"/> トイレ、洗面所等は性別や年齢に応じて使いやすいよう配慮している。 <input type="checkbox"/> 必要に応じて、冷暖房設備を設置している。 <input type="checkbox"/> 子どもが私物を収納できるよう個々にロッカー、タンス等を整備している。 <input type="checkbox"/> 日常的な清掃や大掃除を行い、軽度な修繕を迅速に行っている。 <input type="checkbox"/> くつろげる空間を確保するよう努めている。 <input type="checkbox"/> 必要に応じて、入浴やシャワーが利用できるようにしている。
				b ホーム全体は、生活の場としての安全性や快適さを配慮しているが、十分ではない。	
				c ホーム全体は、生活の場としての安全性や快適さが欠けている。	

茨城県福祉サービス第三者評価基準（児童自立生活援助事業（自立援助ホーム））

対象	分類	項目	細目	判断基準	判断項目
61	A 1 2 日常生活支援サービス	A-2-(4) 住生活	②居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう援助している。	a 居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう子どもの状況に応じて援助している。	□居室の整理・整頓、掃除の習慣を身につけられるよう援助・指導している。
				b -	
c 居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう援助していない。					
62		A-2-(5) 衛生管理, 健康管理, 安全管理	①身体の健康を自己管理できるよう援助している	a 身体の健康を自己管理できるよう子どもの状況に応じ具体的に援助している。	□職員は、子どもの健康状態や、睡眠や食事などの生活状況を把握している。 □うがいや手洗いの習慣を養うように援助・指導している。 □寝具の日光消毒や衣類などを清潔に保つなど、健康管理ができるよう援助・指導している。 □洗面、整髪、ひげそり、歯磨き、爪きり等身だしなみについて、自ら行えるよう援助・指導している。 □危険物の取扱いや危険な物・場所・行為から身を守るための援助・指導している。 □ひげそり、カミソリ等感染のもととなる物は自分のものを使うよう援助・指導している。
				b 身体の健康を自己管理できるよう援助しているが、十分ではない。	
				c 身体の健康を自己管理できるよう援助していない。	
63			②一人ひとりの子どもの健康を管理するとともに、必要な場合には医療機関等を利用するなど適切に対応している。	a 一人ひとりの子どもの心身の健康を管理するとともに、必要な場合には医療機関等を利用するなど適切に対応している。	□子どもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握している。 □健康上特別な配慮を要する子どもについては、医療機関と連携して、日頃から注意深く観察している。 □職員間で医療や健康に関して話しあいや情報共有などを行い、知識を深める努力をしている。 □服薬管理の必要な子どもについては、医療機関と連携しながら服薬を確かめている。 □受診や服薬が必要な場合、子どもがその必要性を理解できるよう説明している。 □子どもの心身の健康に関する問題への対応のために、精神科を含む特定の医療機関と連携がとれるようにしている。
				b 一人ひとりの子どもの心身の健康を管理するとともに、必要な場合には医療機関等を利用するなど対応しているが、十分ではない。	
				c 一人ひとりの子どもの心身の健康管理が行われていない。	

茨城県福祉サービス第三者評価基準（児童自立生活援助事業（自立援助ホーム））

対象	分類	項目	細目	判断基準	判断項目	
64	付加基準 （自立援助ホーム）	A 1 2	A-2-(6) 問題行動に対しての対応	①子どもの問題行動に適切に対応し、その理由を子どもが分かるよう説明している。	a 子どもの問題行動（暴力、不適応行動等）に適切に対応し、その理由が子どもに分かるよう十分説明している。	<input type="checkbox"/> 問題行動のある子どもについて、あらかじめ職員間で情報を共有し、連携して対応できるようにしている。 <input type="checkbox"/> 問題行動のある子どもの問題となる行動を観察・記録し、誘因や刺激、人的・物的環境との因果関係を分析している。 <input type="checkbox"/> 職員の研修等を行い、問題行動に対して適切な援助ができるようにしている。 <input type="checkbox"/> 問題行動に対して、子どもの心身を傷つけずに対応するための体制を整えている。 <input type="checkbox"/> 必要に応じ、児童相談所、司法機関、専門医療機関と協力し、対応している。 <input type="checkbox"/> 周囲の子どもの安全を図る配慮がなされている。
					b 子どもの問題行動（暴力、不適応行動等）に適切に対応し、その理由を子どもに分かるよう説明しているが、十分ではない。	
	c 子どもの問題行動（暴力、不適応行動等）に、適切に対応していない。					
65			②ホーム内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないようホーム全体に徹底している。	a 子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないようホーム全体に十分に徹底している。	<input type="checkbox"/> 職員は、日頃から他人に対する配慮の気持ちや接し方の模範を示している。 <input type="checkbox"/> 人権に対する子どもの意識を育むよう支援している。 <input type="checkbox"/> 問題の発生予防のために、ホーム内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方についても点検している。 <input type="checkbox"/> 課題がある子ども、入居もない子どもの場合は観察を密にし、個別援助を行っている。 <input type="checkbox"/> 子ども間での暴力やいじめが発覚した場合については、管理者が中心になり、全職員が適切に対応できる体制となっている。 <input type="checkbox"/> 暴力やいじめに対する対応が困難と判断した場合には、児童相談所、司法機関等に協力を要請するようにしている。	
				b 子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう徹底しているが、十分でない。		
				c 子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう徹底していない。		
66		A 1 2	A-2-(7) 自主性・自律性を尊重した日常生活	①子ども自身が自らの生活全般について考え、主体性をもって生活ができるよう援助している。	a 子ども自身が自らの生活全般について考え、主体性をもって生活ができるよう適切に援助している。	<input type="checkbox"/> 子ども自身が自らの生活全般について、自主的・主体的な取組ができるよう援助している。 <input type="checkbox"/> 子どもの自己肯定感、自己表現力などが育つよう配慮している。 <input type="checkbox"/> 子ども一人ひとりが失敗する権利をも持っているということを認識しながら援助している。 <input type="checkbox"/> 目標実現に向かって発展していけるよう、子どもの主体性を尊重しつつ、過保護にならないよう援助している。
					b 子ども自身が自らの生活全般について考え、主体性をもって生活ができるよう援助しているが、十分ではない。	
					c 子ども自身が自らの生活全般について考え、主体性をもって生活ができるように援助していない。	

茨城県福祉サービス第三者評価基準（児童自立生活援助事業（自立援助ホーム））

対象	分類	項目	細目	判断基準	判断項目	
67	付加基準 （自立援助ホーム）	A 2 日常生活支援サービス	A-2-(7) 自主性・自律性を尊重した日常生活	②休日等に子どもが自由に過ごせるよう配慮している。	a 休日等に子どもが自由に過ごせるよう配慮している。	<input type="checkbox"/> 子どもの興味や趣味にあわせて、自発的活動ができるよう配慮している。 <input type="checkbox"/> 子ども（外国籍の子ども等）の生活文化を保障し、自由に活動ができるようにしている。 <input type="checkbox"/> 子どもが外部のサークル活動やレクリエーション等に参加することを望む場合、可能な限りそれに応えている。 <input type="checkbox"/> 子どもの趣味に応じて、外部の文化・スポーツ活動への参加や習いごとを認めている。
					b -	
				c 休日等に子どもが自由に過ごせるよう配慮していない。		
68			③金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう援助している。	a 金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう子どもの状況に応じて、具体的に援助している。	<input type="checkbox"/> 金銭を自己管理できるよう援助している。 <input type="checkbox"/> 無駄づかいをやめ、節約したことによる効果が実感できるようなお金の使い方を勧めている。 <input type="checkbox"/> 経済観念や金銭感覚が身につくよう相談・援助・指導している。 <input type="checkbox"/> こづかいの使途については、子どもの自主性を尊重し、不必要に制約していない。 <input type="checkbox"/> 一定の生活費の範囲で生活することを学べるよう援助している。	
				b 金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう援助しているが、十分ではない。		
				c 金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう援助していない。		
69		A-2-(8) 社会生活支援（学習支援、進路指導等）	①進学を希望する子どもには、学習環境を整備し、学力に応じた学習支援を行っている。	a 進学を希望する子どもには、学習環境を整備し、学力に応じた学習支援を行っている。	<input type="checkbox"/> 静かに落ち着いて勉強できるように受験生のための環境づくりなどの配慮をしている。 <input type="checkbox"/> 年齢や理解力に応じて、自分で学習計画が立てられるなど、学習習慣が身につくように助言している。 <input type="checkbox"/> 学校教員と十分な連携をとり、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。	
				b 進学を希望する子どもには、学習環境を整備しているが、学力に応じた学習支援は十分でない。		
				c 進学を希望する子どもに学習環境の整備や学力に応じた学習支援を行っていない。		

茨城県福祉サービス第三者評価基準（児童自立生活援助事業（自立援助ホーム））

対象	分類	項目	細目	判断基準	判断項目
70	付加基準 （自立援助ホーム）	A-2-(8) 社会生活支援（学習支援、進路指導等）	②社会生活を通して、子どもが人格の尊さを学び、自分や他人の権利を尊重し、ともに生きることができるよう支援している。	a 社会生活を通して、子どもが人格の尊さを学び、自分や他人の権利を尊重し、ともに生きることができるよう積極的に支援している。	<input type="checkbox"/> 子どもの勤務先と連絡を取りあいながら見守っている。 <input type="checkbox"/> 職場で起こったことによく耳を傾け、必要な時には助言している。 <input type="checkbox"/> 友人や、交際相手のことで相談があった場合は、親身になって相談にのる。 <input type="checkbox"/> 機会があれば差別問題や弱者に対する考え方などの会話をしている。
				b 社会生活を通して、子どもが人格の尊さを学び、自分や他人の権利を尊重し、ともに生きることができるよう支援しているが、十分ではない。	
c 子どもが人格の尊さを学び、自分や他人の権利を尊重し、ともに生きることができるよう支援していない。					
71			③性について正しい知識を身につけ、お互いの人格を尊重しあえるような異性関係が築けるよう支援している。	a 性について正しい知識を身につけ、お互いの人格を尊重しあえるような異性関係が築けるよう積極的に支援している。	<input type="checkbox"/> 性に関する子どもの疑問や不安にこたえている。 <input type="checkbox"/> 年齢相応で健全な異性とのつきあいができるよう子どもたちに話している。 <input type="checkbox"/> 性教育のカリキュラムを用意し、正しい性知識を得る機会を設けている。 <input type="checkbox"/> 性教育について職員間で話し合っている。
				b 性について正しい知識を身につけ、お互いの人格を尊重しあえるような異性関係が築けるよう支援しているが、十分ではない。	
				c 性について正しい知識が身につくよう支援していない。	
72		A-2-(9) メンタルヘルス	①虐待を受けた子どもなど心理的なケアが必要な場合は、関係機関と連携している。	a 心理的なケアが必要な子どもには、関係機関と十分に連携している。	<input type="checkbox"/> 心理的な支援を必要とする子どもについて、関係機関と連携した取組を行っている。 <input type="checkbox"/> 日常生活の中で、心理的な援助が行える体制ができている。 <input type="checkbox"/> 必要に応じて臨床心理の専門家から直接的支援を受ける体制が整っている。 <input type="checkbox"/> 心理的なケアが必要な子どもへの対応に関する研修等を受けている。
				b 心理的なケアが必要な子どもには、関係機関と連携しているが、十分ではない。	
				c 心理的なケアが必要な子どもに、関係機関と連携していない。	

茨城県福祉サービス第三者評価基準（児童自立生活援助事業（自立援助ホーム））

対象	分類	項目	細目	判断基準	判断項目
73	付加基準 （自立生活援助サービス）	A-2-(10) 家族とのつながり	①児童相談所や関係諸機関と連携し、子どもと家庭との関係調整を図ったり家族からの相談に応じる体制ができています。	a 児童相談所や関係諸機関と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり家族からの相談に応じる体制があり、機能している。	<input type="checkbox"/> 家族との関係調整については、必要に応じて児童相談所等と協議を行っている。 <input type="checkbox"/> ホームと家族が信頼関係を構築できるよう努めている。 <input type="checkbox"/> 親との面接などを通して家族に働きかけ、親子関係の継続や修復に努めている。 <input type="checkbox"/> 子どもに関する情報を家族に伝える場合には、子どもの意向を考慮して行っている。 <input type="checkbox"/> 面会、外出、一時帰宅後の子どもの様子を注意深く観察し、家族からの不適切な関わりの発見に努めている。 <input type="checkbox"/> 子どもが家族との交流を望む場合、積極的に支援している。
				b 児童相談所や関係諸機関と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり家族からの相談に応じる体制があるが、十分ではない。	
				c 児童相談所や関係諸機関と連携し、相談に応じる体制ができていない。	
74			②子どもにとって家族関係の調整が必要な場合は、状況を把握して、面会、外出、一時帰省などを行っている。	a 子どもにとって家族関係の調整が必要な場合は、状況を把握して、面会、外出、一時帰省などを行っている。	<input type="checkbox"/> 面会、外出、一時帰宅については、状況を把握したうえで実施している。 <input type="checkbox"/> 子どもが家族との交流を希望しない場合は、その意思を尊重している。 <input type="checkbox"/> 虐待を受けた子どもなど配慮が必要な子どもには、職員間で検討し、ときには児童相談所とも十分に協議し、慎重に家族関係を調整している。
				b -	
				c 子どもにとって家族関係の調整が必要な場合でも、状況の把握および面会、外出、一時帰省などを行っていない。	
75			③虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの危険性がある場合、関係諸機関との連携により、子どもの権利と安全が守られるよう取り組んでいる。	a 虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの危険性がある場合、関係諸機関との連携により、子どもの権利と安全が守られるよう取り組んでいる。	<input type="checkbox"/> 強引な引き取りへの対応について、職員に周知徹底している。 <input type="checkbox"/> 親からの引き取りについて、児童相談所、家庭裁判所と連絡・調整し適宜対応している。 <input type="checkbox"/> 緊急時には協力を依頼できるよう、警察との連携を図っている。
				b 虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの危険性がある場合、関係諸機関との連携により、子どもの権利と安全が守られるよう取り組んでいるが、十分ではない。	
				c 保護者からの強引な引き取りの危険性がある場合でも、子どもの権利と安全が守られるよう取り組んでいない。	

茨城県福祉サービス第三者評価基準（児童自立生活援助事業（自立援助ホーム））

対象	分類	項目	細目	判断基準	判断項目
76	付加基準 （自立援助ホーム） 日常生活支援サービス	A-2-(11) 退去の決定・退去後のかかわり	①退去後の生活の計画が作成され、子どもと退去後の生活を話しあった上で退去を決定している。	a 退居後の生活の計画が作成され、子どもと退居後の生活を十分話しあった上で退居を決定している。	<input type="checkbox"/> 子どもの自立への気持ちをもとに、退居にむけた取組を行っている。 <input type="checkbox"/> 退居後の生活について計画を作成している。 <input type="checkbox"/> 退居後の生活について子どもと十分に話しあっている。 <input type="checkbox"/> 退居後のフォローアップ体制が整えられ、子どもに提示している。
				b 退居後の生活の計画が作成され、子どもと退居後の生活を話しあった上で退居を決定しているが、十分ではない。	
c 子どもと退居後の生活について話しあわずに、退居を決定している。					
77			②退去後の子どもに継続的に支援している。	a 退居後の子どもに継続的な支援を適切に行っている。	<input type="checkbox"/> 退居後の継続的な支援の一環として、ホーム側から電話を入れたり、訪問をするなどしている。 <input type="checkbox"/> 退居後の子どもの相談などに、適時適切に応じている。 <input type="checkbox"/> 退居後、いつでもホームを訪れることができることを説明し、そのための受入れ態勢をホームや職員が作っている。 <input type="checkbox"/> 子どもがホームとの関係を断ち切らない限り、ホーム側から子どもとの関係を断ち切ることはないようにしている。
				b 退居後の子どもに継続的な支援を行っているが、十分ではない。	
				c 退居後の子どもに継続的に支援していない。	